

◎新潟県告示第752号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年6月21日

新潟県長岡地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系刈谷田川及び稚児清水川

2 河川管理施設の名称または種類

刈谷田川左岸堤防、同右岸堤防、稚児清水川左岸堤防及び同右岸堤防

3 河川管理施設の位置

- (1) 見附市宮之原町字上川原35番1地先から同市池之島町字向1532番2地先まで
- (2) 見附市池之島町字向1488番4地先から同市池之島町字向1465番3地先まで
- (3) 見附市河野町字小島325番1地先から同市本明町字下川原1389番1地先まで
- (4) 見附市本明町字下川原1389番1地先から同市庄川町字下川原1067番1地先まで
- (5) 見附市庄川町字下川原1125番2地先から同市庄川町字下川原774番17地先まで
- (6) 見附市庄川町字神水737番14地先から同市嶺崎二丁目571番6地先まで
- (7) 見附市南本町二丁目119番14地先から同市南本町二丁目121番13地先まで
- (8) 見附市南本町二丁目121番5地先から同市南本町二丁目122番13地先まで
- (9) 見附市南本町三丁目110番21地先から同市葛巻町字六本木2444番5地先まで
- (10) 見附市葛巻町字六本木2444番5地先から同市傍所町字中島282番6地先まで
- (11) 見附市傍所町字中島282番8地先から同市傍所町字五軒591番3地先まで
- (12) 見附市傍所町字五軒1270番5地先から長岡市中之島字西潟4192番35地先まで
- (13) 長岡市中之島字西潟川原4191番5地先から同市中之島字川原83地先まで
- (14) 長岡市中之島字堀之内84番2地先から同市猫興野字村浦98番2地先まで
- (15) 長岡市猫興野字村浦80番4地先から見附市下関町字角屋敷乙529番2地先まで
- (16) 見附市下関町字角屋敷乙525番4地先から同市三林町字村上甲126番2地先まで
- (17) 見附市三林町字屋敷添川原甲3681番1地先から同市三林町3943番地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者

見附市長 久住 時男

住所 見附市昭和町2丁目1番1号

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年11月25日から道路の存続する日まで